

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

医療法人社団 紀洋会

当法人の女性比率は法人全体で 79%と幅広い年代の女性が活躍している。

女性の活躍を更に高めると同時に全職員が仕事と生活の調和がとれる取組みをし、次のよう
に行動計画を策定する。

■策定日 平成 28 年 3 月 1 日

■計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

■課題・目標 女性がライフイベント等を迎えても仕事と家庭の両立を支援する制度等は整っているが、より一層女性が意欲的に活躍している状態を目指す。
女性の育児休業の取得率は女性が 100%であるが、育児休業後の復職が前年度 87.5%であった。産休取得前から育休後の復職まで、サポートする体制を整えると共に男性の育児休業取得・育児参画を積極的に促進する。

■取組内容

1. 育児休業後の復職率 90%以上を目標としサポート体制を整える。

産休・育休復帰支援面談シートを作成し、産休前、育休中 2 回以上の面談の実施。
育児休業中のブランクによる不安解消のため、各委員会の研修・部署で行う教育研修の伝達。また部署からの近況報告等のメッセージ、事業所内ニュース等、定期的な情報の発信を行う。更なる院内保育園の充実等を図るため、保育園と連携をとり安心して働ける環境を整える。

2. ワークライフバランスのとれる柔軟な働き方の実施

男性職員の育児参画の促進を行うため、院内保育園の制度・利用案内を行う。また、男性・女性の別を問わず多様な働き方に対する観点から育児・介護休業法に基づく育児休業制度、育児休業中の社会保険免除など諸制度や育児休業給付金の情報提供を行う。

3. 育児・介護・配偶者の転勤を理由とする退職者に対する再雇用の実施

■情報公表

管理職に占める女性労働者の割合 65.8%

係長級にある者に占める女性労働者の割合 68.4%

役員に占める女性割合 55.6%

医療法人社団 紀洋会 一般事業主行動計画

職員が、育児休業している職員が職場復帰しやすい環境作りを行うことで、持てる能力を發揮し、よりよい医療サービスの提供がより可能となるように、次の行動計画を策定し、推進する。

計画期間 ●平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

目標①： 職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供を行う。

<対策>

- 平成 27 年 6 月～12 月 職員へのアンケート調査(どういった情報がほしいか)及び情報提供方法の検討開始
※院内研究発表やその他事項等、病院の動きについても内容に盛り込む。
- 平成 28 年 1 月 情報提供内容の決定及び実施

目標②： 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う。

<対策>

- 平成 28 年 1 月 職員向け院内回覧を利用し、定期的に関係制度の案内を通知し周知を図る。

目標③： 若年者に対するインターシップ等の就業体験機会の提供を実施する。

<対策>

- 平成 28 年 1 月 院内放映およびホームページを利用して、募集し実施する。